

報告第一号

令和六年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月二十七日提出

大分県教育委員会教育長 山田 雅文



財 第 164 号
令和 6 年 6 月 6 日

大分県教育委員会
教育長 山田 雅文 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- ・新たな大分県長期教育計画案の骨子について

2 議案提出県議会

令和 6 年第 2 回定例会

教委教改第470号
令和6年6月12日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会
教育長 山田雅文

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和6年6月6日付け財第164号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

教育人事課

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

1 改正の内容

令和6年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、県立学校及び市町村立学校の生徒収容定員、児童生徒数及び学級数が確定したため、大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例第3条第1項各号の職員の定数を次のとおり改正する。

| | 第1号(県立学校職員) | 第2号(市町村立学校県費負担教職員) |
|-----|-------------|--------------------|
| 改正後 | 3,529人 | 7,099人 |
| 改正前 | 3,435人 | 7,086人 |
| 増 減 | 94人 | 13人 |

2 増減の内訳

(1) 県立学校

| | 高等学校 | 特別支援学校 | 中学校 | 計 |
|-----|--------|--------|-----|--------|
| 改正後 | 2,310人 | 1,193人 | 26人 | 3,529人 |
| 改正前 | 2,286人 | 1,123人 | 26人 | 3,435人 |
| 増 減 | 24人 | 70人 | 0人 | 94人 |

(2) 市町村立学校

| | 小学校 | 中学校 | 計 |
|-----|--------|--------|--------|
| 改正後 | 4,524人 | 2,575人 | 7,099人 |
| 改正前 | 4,509人 | 2,577人 | 7,086人 |
| 増 減 | 15人 | ▲2人 | 13人 |

【参考】児童・生徒数等の前年度比較

(1) 県立学校

| | 高等学校※ | 特別支援学校 | 中学校 | 計 |
|----|---------|--------|------|--------|
| R6 | 23,000人 | 1,609人 | 359人 | 1,968人 |
| R5 | 22,680人 | 1,501人 | 357人 | 1,858人 |
| 増減 | 320人 | 108人 | 2人 | 110人 |

(2) 市町村立学校

| | 小学校 | 中学校 | 計 |
|----|---------|---------|---------|
| R6 | 53,359人 | 27,743人 | 81,102人 |
| R5 | 54,542人 | 28,257人 | 82,799人 |
| 増減 | ▲1,183人 | ▲514人 | ▲1,697人 |

※高等学校は収容定員を記載している。

新たな大分県長期教育計画案の骨子について（教育改革・企画課）

1 計画策定の理由

現行の大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）（以下「現計画」という。）は、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」という基本理念を掲げ、大分県の全ての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進し、最重要目標として設定した「全国に誇れる教育水準」の達成を目指して平成28年3月に策定し、令和2年3月に改訂を行った。

現計画の計画期間は、平成28年度から令和6年度までの9年間であり、令和2年3月の改訂時から社会情勢や教育を取り巻く状況も変化していることから、令和6年度中に新たに大分県長期教育計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 計画の性格・役割

- (1) 計画は大分県長期総合計画の教育部門の実施計画であり、本県教育の進むべき方向や、それを具体化するための施策を示すことによって、本県教育を向上させる指針となる。
- (2) 計画は、大分県長期総合計画の教育部門の内容と併せて、教育基本法第17条第2項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置づけられる。

教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

開始年度を令和7年度とし、令和15年度を目標年度とする9年計画とする予定

4 計画策定の基本的な考え方

- (1) **社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化への対応**
 - ・ 深刻な少子高齢化、人口減少と地方創生の動向
 - ・ 遠隔配信など先端技術を活用した教育のデジタル化の進展
 - ・ グローバル化の一層の進展
 - ・ 大規模災害や悪質な事件の発生
 - ・ いじめや不登校など教育課題が複雑化・困難化 など
- (2) **県民に分かりやすく、教育関係者が活用しやすいよう配慮**
 - ・ これまでの教育改革の経緯や大分県の現在の教育課題、今後目指すべき方向性を分かりやすく解説
 - ・ 記載内容を絞り込み、取組のポイントを明確化
- (3) **進捗管理の実効性を確保**
 - ・ 計画の目指すべき方向性を明確化するため、最重要目標を設定
 - ・ 主な取組に対する客観的な目標指標を設定

5 計画の構成

計画の基本理念を、「変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む『教育県大分』の創造」とし、基本目標を以下の7つに整理

1. 学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進
2. 社会の変化に対応する教育の展開
3. 安全・安心で質の高い教育環境の確保
4. 信頼と対話に基づく学校運営の実現
5. 共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
6. 文化財・伝統文化の保存・継承と魅力発信
7. ライフステージに応じた県民スポーツの推進

更に、各分野ごとに、目標達成に向けた施策を設定

（別紙参照）

6 計画への県民意見の反映

計画の策定にあたっては、学識経験者や保護者代表等で構成する「大分県長期教育計画委員会」を活用した意見聴取を行うとともに、パブリックコメントに加え、今回新たに子どもへの意見聴取を実施するなど県民意見を積極的に反映する。

7 今後のスケジュール

| | |
|----------|-----------------------------|
| 令和6年 6月 | 県議会第2回定例会<策定概要（骨子案）報告> |
| 令和6年 7月～ | 子どもへの意見聴取（webアンケート、子どもとの対話） |
| 令和6年 9月 | 県議会第3回定例会<素案報告> |
| 令和6年10月 | パブリックコメント（1ヶ月） |
| 令和7年 3月 | 県議会第1回定例会<成案議決> |

大分県長期教育計画の構成(案)

《計画の策定にあたって》

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の性格・役割
- 3 計画の期間

第1章 「教育県大分」の創造に向けて

- 1 教育改革の経緯
- 2 計画の基本理念

変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造

- 3 計画の最重点目標

「全国に誇れる教育水準」の達成

第2章 施策

基本目標1 学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 幼児教育の充実
- (5) 高校教育の充実
- (6) 特別支援教育の充実

基本目標2 社会の変化に対応する教育の展開

- (1) イノベーションを担う人材の育成
- (2) グローバル人材の育成
- (3) 主体的に社会の形成に参画できる人材の育成

基本目標3 安全・安心で質の高い教育環境の確保

- (1) いじめ・不登校対策の充実・強化
- (2) 安全・安心な教育環境の整備
- (3) DXの推進によるきめ細かな教育の展開

基本目標4 信頼と対話に基づく学校運営の実現

- (1) 学校マネジメントを活用した組織的な取組の推進
- (2) 教育指導体制の充実・強化

基本目標5 共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- (1) 生涯学び、活躍できる環境の整備
- (2) 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

基本目標6 文化財・伝統文化の保存・継承と魅力発信

文化財・伝統文化の保存・継承と魅力発信

基本目標7 ライフステージに応じた県民スポーツの推進

- (1) 生涯にわたってスポーツに親しむ機会の充実
- (2) 県民スポーツを支える環境づくりの推進
- (3) 世界に羽ばたく選手の育成

第3章 計画のフォローアップ等

第七十三号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、四三五人」を「三、五二九人」に改め、同項第二号中「七、〇八六人」を「七、〇九九人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。

理 由

県立学校及び市町村立学校の生徒数・児童数の変動、県立中央支援学校の新設等により、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数を増加する必要があるため提出する。

報第九号

新たな大分県長期教育計画案の骨子について

県教育の長期的かつ総合的な指針となる新たな大分県長期教育計画を策定したいので、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第四条の規定により、別冊のとおりその概要等を報告する。

令和六年六月十三日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎